

## 新潟大学医歯学総合病院長候補者の資質及び能力に関する基準

平成30年7月24日制定

令和2年12月25日改訂

新潟大学医歯学総合病院長候補者選考委員会決定

新潟大学医歯学総合病院長候補者選考委員会規程第2条第3号に基づき、病院長候補者の資質及び能力に関する基準を、以下のとおり定める。

### 病院長候補者の資質及び能力に関する基準

1. 医師法に基づく医師免許証を交付された医師であること
2. 学識に優れ、教育研究、診療及び病院経営に識見を有し、かつ、管理運営能力を有する者で、以下の基準を全て満たす者
  - ① 医学博士又は博士（医学）の学位を有し、教授相当の十分な業績を有する者
  - ② 総合病院において病院長、副病院長、診療科長、中央診療部門長もしくは同等職の経験を有する者（当該病院内外での組織管理経験が含まれること。）
  - ③ 様々な医療環境の変化に対応しながら、強いリーダーシップを持って病院運営及び経営にあたる意欲がある者
3. 医療安全管理業務を経験し、医療安全の確保に必要な資質・能力を有する者で、以下の基準を全て満たす者
  - ① 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務経験を有する者、又は医療安全管理委員会もしくは同委員会に準ずる委員会の構成員であった者
  - ② 医療安全管理業務経験を踏まえ、医療安全を第一に考える姿勢及び指導力等を有する者